

八王子市立由井第二小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立由井第二小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

○令和7年度重点項目

SNSにおけるいじめの防止（情報モラル）

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

GIGA構想の推進により、児童のSNSの利用頻度は生活実態において増えることが予想される。家庭では児童にコミュニケーションツールである携帯電話や通信ゲーム等を与える機会も少なくない。

そのため児童にとってSNSの利用は、生活の利便性向上と同時に、犯罪やいじめに直面する危険性も増えてくると考える。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 14時30分
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、SC、その他関係教員
※状況によっては、スクールソーシャルワーカーや関係機関、学校運営協議会の協力も依頼する。
- 役割 情報収集・共有、いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- いじめ事案の認知（児童の訴え、アンケート、保護者からの情報等）
↓（聞き取り。いじめの事実確認。）
- 学校いじめ対策委員会 ※重大案件の場合、市教委へ第一報。
↓（いじめの事実確認の徹底。関係機関との連携。全職員共通理解。）
- 対応 いじめの被害者・保護者への支援、加害者・保護者への指導。
事後の継続観察 指導後も継続して観察していく。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日（木） 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月27日（木） 「重大事態の理解と対応」
- 1月 7日（木） 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ① 教育活動全体を通して、人権教育を充実する。
- ② 「特別の教科 道徳」を要に道徳教育を充実する。
- ③ コミュニケーション能力を育成する。
- ④ 「由井二っ子班」のたて割り班活動等を実施する。
- ⑤ 自尊感情や郷土を愛する心を育成する。
- ⑥ SNSの情報モラルを指導する。（安全教育）等

SOSの出し方に関する授業等

- 4月14日（火）南大沢警察署と連携したセーフティ教室の実施
・SOSの発信 ・SNS情報モラル
- 道徳科（教科書活用）いじめ防止・SOSの発信
- 児童アンケートの実施（6月、11月、2月）
- 1学期中にスクールカウンセラーによる第5学年児童全員への面談

【いのちの大切さを共に考える日の取組】

- 6月13日（土）講話・生命尊重授業。
- 【由井中学校区 小中一貫教育】
はちおうじっ子サミットにおける交流
児童会・学級を中心としたSNS利用等の話し合い

児童の自己肯定感を高める取組

- 自尊感情や自己肯定感を高める「いいところ応援計画」を発達段階に沿って1学年1実践を継続して取り組む。（対話的な学習、ボランティア、いいところ見つけ発表等）
- 「キャリアパスポート」を通して、子供への励ましを行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・学校ホームページや学校だより、地域懇談会等で学校がいじめ防止等の取組を知らせる。
- ・放課後子供教室（NPO）、学童等と連携し、日々情報共有する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。